

第4回 消費者契約法評価検討委員会
議 事 録

内閣府国民生活局

第4回 消費者契約法評価検討委員会

議 事 次 第

日 時 平成19年4月10日(火) 10:02~12:10

場 所 中央合同庁舎4合館 共用第2特別会議室

1. 開 会

2. 関係者からのヒアリング

- (1)日本私立大学団体連合会(関西大学理事・関西大学法学部 永田眞三郎教授)
- (2)全国宅地建物取引業協会連合会(山村賢司常務理事)
- (3)柳川範之委員(東京大学大学院 経済学研究科・経済学部准教授)

3. 閉 会

**国民生活審議会消費者政策部会
消費者契約法評価検討委員会 委員名簿**

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	阿部 泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	夷石 多賀子	日本女子大学家政学部非常勤講師、常磐大学大学院被害者学研究科兼任教授
	上田 憲	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事（弁護士）
	笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	鹿野 菜穂子	應義塾大学大学院法務研究科教授
	菊地 麻緒子	弁護士、電気通信事業者協会消費者支援委員会委員（ソフトバンクモバイル株式会社業務執行役員／法務統括部統括部長）
	藏本 一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	下谷内 富士子	社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	角田 美穂子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
	田口 義明	独立行政法人国民生活センター理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	中田 邦博	龍谷大学法科大学院教授
	野坂 雅一	読売新聞東京本社論説委員
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	町村 泰貴	北海道大学大学院法学研究科教授
	宮川 雄司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	村 千鶴子	弁護士、東京経済大学現代法学部教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科・経済学部准教授
	山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授

国民生活審議会消費者政策部会
第4回消費者契約法評価検討委員会出席者名簿

平成19年4月10日(火) 10:02~12:10
中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	阿部 泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	夷石 多賀子	日本女子大学家政学部非常勤講師、常磐大学大学院被害者学 研究科兼任教授
	上田 憲	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事(弁護士)
	笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	菊地 麻緒子	弁護士、電気通信事業者協会消費者支援委員会委員(ソフトバ ンクモバイル株式会社業務執行役員/法務統括部統括部長)
	下谷内 富士子	社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	角田 美穂子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授
	田口 義明	独立行政法人国民生活センター理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	中田 邦博	龍谷大学法科大学院教授
	野坂 雅一	読売新聞東京本社論説委員
	町村 泰貴	北海道大学大学院法学研究科教授
	宮川 雄司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	村 千鶴子	弁護士、東京経済大学現代法学部教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科・経済学部准教授
	山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授

○山本（豊）委員長 皆様おはようございます。ただいまから第4回消費者契約法評価検討委員会を開催いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして、消費者契約法の施行後の状況に対する評価等につきまして、日本私立大学団体連合会、全国宅地建物取引業協会連合会の2団体と、柳川委員からヒアリングを行います。それぞれにつきまして、まず20分程度御説明をいただきまして、その後、20分程度の質疑ということをお願いいたします。

それでは、まず日本私立大学団体連合会より、関西大学理事・関西大学法学部の永田眞三郎教授から御説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○永田教授 御紹介いただきました、関西大学の永田でございます。日本私立大学団体連合会の今般御照会がありました事案につきまして、お話ししたいと存じます。

この日本私立大学団体連合会というのは、社団法人日本私立大学連盟、それから、日本私立大学協会、日本私立大学振興協会、この3つの団体が加盟している組織でございます。その共通した重要事項に関する意思決定機関として、また、加盟団体を対外的に代表する機関として設立された団体でございます。そういう趣旨で団体連合会としてお話しするということでございます。

事業内容は資料のとおりで、省略させていただきます。

レジュメに従ってお話ししてまいります。いただきましたヒアリングの質問状では、特に消費者契約法の解釈、適用が問題となった事例とその結果、消費者契約法の有用性と問題点等についてということでございます。これは御承知のとおり、平成14年6月に、学納金を私立大学に納入した後、当該大学への入学を辞退した場合について、私立大学を設置する学校法人に対し、消費者契約法第9条に基づき、入学辞退によって生ずべき平均的な損害を明らかにした上で、それを超える額については返還するよう求めるという、おおむねそういう内容の訴訟が数十件に及びまして、6月を皮切りに1年くらいにわたりまして地方裁判所に提起されました。

この一連の訴訟につきましては、平成18年11月27日の最高裁の判決、また、それに続く最高裁の判例で、ほぼ基本的な司法判断がなされたと思っております。この一連の訴訟につきましては、ほとんどの地裁の判決及び高裁の判決におきまして、そして、この最高裁の判決におきましても、私立大学の学納金徴収制度の現状をほぼ肯認する判断がなされるに至っているという理解をしております。

ここには書いておりませんが、この訴訟は、消費者契約法にかかわる部分とかわらない部分がございます。平成13年4月1日施行の消費者契約法ですので、平成14年度の入試から消費者契約法の問題がかかわってくるわけでございます。この一連の訴訟は消費者契約法施行前と施行後の問題が含まれております。そして、問題は納入した入学金の返還と、授業料等の返還の2つが問題になっておりました。したがって、時系列的に平成13年4月1日を境にいたしますと4つに区分できまして、入学金とその前後いずれか、

授業料の返還が前後いずれかの4つに区分されるわけであります。結論は御承知だと思いますが、消費者契約法の施行前の入学金の返還請求、授業料の返還請求は全面的に棄却という判断がなされたということで、大学側の主張が認められました。判決理由の中では一定の留保つきであります、結論として返還を命じた結論となったものはございません。

問題は、消費者契約法施行後の授業料の返還の請求であります。授業料の返還につきましては、先ほど現状をほぼ肯認すると申し上げましたのは、この判決は3月31日以前に入学を辞退した者については、授業料等は返還しなければならないというのが基本でございます。けれども、既に文部科学省の通知等がございまして、国立の第2次試験の発表、大体3月24～25日ごろまでほとんどの私立大学は納入期限を延ばしておりましたので、その後も31日とする大学も多くなり、基本的に私立大学は授業料に関しましては納入期限をそこまで延ばしておりましたので、そういう意味で、この判決によって私立大学としては余り大きな影響はうけていないということでございます。しかしながら、平成13年度から16年、17年、18年の間にさまざまな大学の事情によって違いがございまして、その一部につきましては、返還請求を命ずるという内容の判例にもなりました。

そういうことで、今申し上げました4つの区分の中の平成14年度以降の授業料返還については、最高裁はそういう判断を示した。現状では、ほぼそれに沿う形で以前から実務は追い掛けてきたというところでございます。

ここでは、私立大学の公共性とか公益性、教育サービスの質を確保するというような重要性あるいは財政構造等を裁判所で説明するというような展開になりまして、それについての一定の理解が示され、後ほど申しますように、一般の商取引とは違う判断がなされたと理解しております。

それが前置きでございますが、ここの訴訟では消費者契約法にかかわるところは、入学を辞退した入学試験合格者に対する納入済みの入学金の返還義務の有無及び同じく納付済みの授業料返還義務の有無について争われております。それから、大学が受領した入学金授業料等について、在学契約上の不返還特約の有効性が問題となりました。そして、消費者契約法9条1号の在学契約への適用があるか、それから、消費者契約法9条1号の所定の平均的な損害の主張立証責任及びその平均的損害の算定の2点が法的争点となりました。これに係ります上記の最高裁判決の内容は、以下のとおりでございます。御承知の方が大半だと思いますけれども、繰り返しになりますがお話いたします。

在学契約にかかわる消費者契約法第9条1号の適用ですが、在学契約につきましては、最高裁判決では複合的な要素を有するものである上、大学の目的や大学の公共性等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有しているという判断をしています。特に、委任の規定がそのまま適用されるものではないとして、有償契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当であるとされたということであります。この委任の件は民法651条の任意に解約できる規定であります、それを基本とする原告側の請求というものについて、それ

に沿った推論はしなかったということでもあります。

一方で、消費者契約法施行後に締結された在学契約は、消費者契約法第2条第3項所定の消費者契約に該当することが明らかであると最高裁は判断しております。このことは在学契約が取引法の原理になじまない側面を有していることによって左右するものではないという判断がされたわけです。この点は消費者契約法の問題として重要なポイントかと思えます。日本私立大学団体連合会をはじめとします私学団体は、当初は公共性・公益性を有する私立大学と受験生との在学契約の特殊性にかんがみまして、営利を目的とする事業者の事業活動、英会話教室などの契約締結や解約等を念頭に置いた消費者契約法の適用は受けないという見解、そういう立論をして裁判所で主張してまいりました。しかしながら、今般の最高裁の判決を踏まえまして、我々としていたしましては、これを尊重するという判断を組織としてはいたしています。

この点に関しましては非常に難しい主張だったと考えますが、当初はやはり解約の場合の返還義務、損害賠償の通常生ずべき損害を算定して、それ以外のは返せというルールは、基本的には英会話教室などの中途解約を念頭に置いた規定ではないかという考え方がありまして、やはりストレートにこの法規が学校教育法のもとで一定の規律を受けている私立大学の在学契約に適用されるのかという疑念がございました。私どもも多くの消費者法をやってきて、消費者側で研究してきた学者も多くかかわっておりますけれども、そういう視点で出発いたしました。

しかしながら、立法の経緯とかを個々に我々も検討いたしました。やはり消費者契約法の適用がないと言い切るのは非常に難しいということを考えておりました。その中で最高裁でそういう判断をされて、我々としてもそれを前提にこれから対応していくというふうに考えております。

次に、納付済みの入学金を返還しない旨の在学契約上の特約の有効性でございますが、最高裁の判決では、入学金につきましてはその額が不相当に高額であるなど、他の性質を有するものと認められる特約の事情がない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するということでもあります。これらは合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されるというべきであると。したがって、一旦納入された入学金は返還しない、不返還特約はその目的、意義に照らし、学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り、公序良俗に反するものではないというべきであるとされております。具体的には、入学金の返還義務の有無が争われた訴訟のすべてにおいて、返還を否定する判断が示されました。これは消費者契約法の施行以前も以降も同様の判断です。

我々連合会としていたしましては、従来からこの判決で示されたものと同様の判断をしており、説得力ある正当な判断だと考えております。

次、納付済みの授業料等を返還しない旨の在学契約上の特約の有効性の問題であります。

最高裁では、在学契約における納付済みの授業料を返還しない旨の特約について、消費者契約法9条1号の適用があるとした上で、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年3月24日ごろまでに行われており、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了していること、補欠合格者の発表もほとんどが3月下旬までに行われているという実情のもとにおいては、大多数の入学試験の受験者において3月下旬までに進路が決定し、あるいは進路を決定することが可能な状況にあって、入学をしないこととした大学に係る在学契約については、3月中に解除の意思表示をし得る状況にあること、それから、4月1日には、大学の入学年度が始まり、在学契約を締結した者は学生としての身分を取得することからすると、一般に4月1日には学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性を持って予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までになされた場合には、原則として大学に生ずべき平均的損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後になされた場合には、原則として学生が納付した授業料等は、初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるべきであるということで、4月1日を基準といたしまして、それ以降の入学辞退の申し出については授業料を返還しなくてもいいという判断がなされました。

そして、授業料の返還にかかわる平均的損害等の主張立証責任につきましては、平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地はあるとしても、基本的には違約金等条項である不返還特約の全部または一部が平均的な損害を超えて無効であるとすると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきであるという前提に立っております。

このような4月1日を基準日といたしまして3月31日までの解除があれば、すべて授業料は返還義務があるが、4月1日以降であれば返還する義務はない。そして、授業料等は初年度の納入すべき金額を限度として、そこまでは返さなくていいという判断でございました。

私立大学連合会に係る各大学では、現在ほとんどすべてで上記最高裁判決で示された趣旨と同様に、3月31日までは入学辞退を認め、納付済みの授業料を返還する措置がとられております。納付期限をそれより少し前に設定している大学もございしますが、3月31日までに請求があれば返還するという措置がとられております。入試要綱等にもその旨が明記されております。日本私立大学連合会としては、この最高裁の判決の趣旨を更に徹底させまして、各大学が受験生にこれを周知させる措置をとるように努めております。既に指示をしている団体もございします。更にその徹底を図るつもりでございします。

大学入試には、一般の入学試験とは違い、あらかじめ特色ある学生をとるために面接等をして入学を確実に保証し、一方では入学を確約するという仕組みがございします。このような専願等を出願資格とする大学の推薦入学の場合につきましては、入学金だけでなく、

授業料も返還しなくていいという判断を最高裁はいたしました。ですから、4月1日基準というのは、一般の入試についてのルールです。

このように専願等を出願資格とする大学の推薦入学試験等においては、一般入試とは異なる判断が示され、この場合は、納入済みの授業料等について、その返還義務なしとしてきた多くの私立大学の納入制度の趣旨に沿ったものであると考えられます。

以上が、消費者契約法の適用が問題となる現在の我々の団体にかかる状況についての質問に対しましては、こういう形で展開してきているというご報告でございます。

残された時間はわずかでございますが、次に消費者契約法に関連する最近の消費者トラブルの実情とその対応についてお話しします。各団体で確認いたしましたけれども、上記の学納金の返還にかかわる問題のほかには、在学契約に係るトラブルについては特に承知しておりません。授業料の返還問題につきましては、既にこのような形で取扱いというものは文部科学省の通知もございまして、一定の対応をしております。特に3月31日までに入学辞退の届出があればその返還に応じる体制をとっております。学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他、学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるよう、著しく合理性を欠くと認められるものは、最高裁でもそれに当たるといえるものはございませんでしたし、我々も現状としてはないと考えております。

最後に、消費者トラブルの解決に資する取引ルール・規制の在り方につきましては、入学辞退の意思確認の方法でございます。これにつきまして今までの説明で触れませんでした。けれども、4月1日基準ということが最高裁の基本的なルールでございますけれども、最高裁は今般の判決の中で、入学式に出席しなかった者は辞退したものとみなすというようなルールを持っている大学がございました。その場合は、その入学式の日を基準として、それまでの辞退は認めるという趣旨であるということで、この部分についてはごく一部でございますが、例外的に4月1日以降であっても辞退を認めるということで、幾つかの事案につきましては返還を命じたものがございます。そういうところがございますので、この辺りをきちんと不明確にならないようにする必要があるということで、我々の連合会ではこれは我々の一つの事務処理のルールでございますけれども、資料の5ページの①～③にありますように、入学辞退に係る申し出につきましては4月1日基準ということが明確になりました。その意思がはっきりしておれば返還するということが明らかになったわけでありますので、この窓口を一本化すること。それから、意思表示につきましては口頭で足りる、そのとおりであると思っておりますけれども、我々組織といたしましては、一定の書面で意思を明らかにしてくださいという形のを提示した上で、更に、口頭での申し出の場合は遺漏がないようにきちんと受験者の氏名、受験番号を確認して、受験生に迷惑にならないような形で対応できるという体制をとるように、そういう形で対応を考えております。

最後に、国立大学の入学手続の期日設定の適正化の要請でございますが、これは消費者契約法に直接かかわることではございませんが、国立大学協会入試委員会がまとめており

ます入学者選抜につきましては、4月1日以降も更に選抜をする、そして、他の国立大学に合格していない者に限定して、更に追加入学をするというような措置をとっておりますけれども、これらにつきましては、我々としては定員が確定した後にそういう形で定員確保できないような状況になってくる。しかも、他の国立大学に合格していない者だけにそういう対応をするという辺りは、法人化した国立大学と私立大学の在り方としてはイコールフットイングになっていないんじゃないかということで、この辺りは検討いただきたいということでございます。

少し時間が延びましたけれども、私どもの報告は以上でございます。

○山本（豊）委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問・御意見をいただきたいと思えます。御発言の際は挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。

○上田委員 御報告どうもありがとうございました。最初で恐縮でございますが、1点意見と2点目に質問をさせていただきたいと思えます。

まず意見でございますけれども、レジュメの1ページに御説明がありましたように、私立大学の学納金徴収制度の現状をほぼ肯認する判断が最高裁においてなされているという御説明がございました。恐らく入学金以外の授業料等について、納入期限を3月31日までにすると。かつ、3月末までは入学辞退を認めて、納付済みの授業等を返還する措置をとっておられるという現状の運用のことをおっしゃっているのだと思いますが、御説明もありましたが、消費者契約法の施行前は授業料等の返還は一切しておりませんでした。当初からこのような運営をされているわけではございません。その辺は御承知のとおりかと思えます。

また、御説明がございましたが、厳しいかもしれませんがという前提ですけれども、消費者契約法が労働契約を除くすべての消費者契約に適用があるということは条文上からもあるいは立法趣旨からも明らかであるにもかかわらず、裁判において公共性・公益性を前面に出して在学契約の特殊性ということから適用除外の主張を繰り返してこられた。そういう観点からしますと、私自身の意見ではございますけれども、必ずしも私立大学の姿勢が消費者契約法の理念に沿っていたとは言い切れないのではないかと。むしろ逆に、消費者契約法の規範によって在学契約の不当な面が是正されたという見方も十分できるのではないかと考えております。意見でございます。

2点目に質問をさせていただきます。先ほどの入学金については、不相当に高額でない限りは、学生さんが大学入学資格を取得する対価という御説明がございましたが、そういった入学金の不返還特約は有効と最高裁でも判断されたわけでございますが、返還を要しないとされた入学金というのは、そもそもいかなる内容のものを言うのか。判例上は大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に必要な費用という説明もしておるんですが、正直申しまして具体的にはどのようなものが入学金とされているのかわからないので教えていただきたいというのが1点。

2点目が、最高裁の判決以後、私立大学において入学金を高く設定しようとする傾向が見られないかどうか、もしおわかりでしたら教えていただきたい。

3点目が、最高裁判決以降、裁判規範に照らして授業料返還請求資格者といえますか、この裁判等で授業料等の返還が認められた者で、時効等にかかわらずまだ権利を有している者に対して、私立大学側として自主的に授業料を返還するというような議論がなされたことがあるのかどうか、以上3点質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○永田教授 最初のご質問の、私立大学が消費者契約法が制定されてそれまでの姿勢を改めて適正化してきたのではないかと。これは、そのとおりかと思えます。やはり消費者契約法が成立したときに私立大学の授業料、入学金というものも、この議論の対象を免れないと私どもも考えておりました。そういうことで、それを適正化していくということで、文部科学省の通知がございましたので、それに合わせて進んできたということは事実でございます。そういう意味で、今度の司法判断というものを厳粛に受けとめて進めていきたいと考えております。

次に、入学金の内容でございますが、そもそもどういう内容かということでございますが、合意の上では入学し得る地位を取得するための対価であるという形で設定されております。それがどういう用途でということでございますが、最高裁は事務手続等にも使われる。それ以外にも使われるだろうということではありますが、勿論それを超える部分もあります。これは、私立大学の仕組みで是正されるべき問題かもしれませんが、現状では入学金というのが学納金と一体化して、授業料等ではとても賄えない全体的な経費というものにも使用されているという大学もございます。そういう意味では、この辺りはどういう用途で取られているか、どういう用途で使われているかということは必ずしも明確ではありませんが、受け取っている趣旨といたしましては、それによって入学資格を取得し得る地位を与えるものだと考えております。

2点目のご質問は何でしたか、済みません。

○上田委員 入学金を高く設定しようとする傾向が見られないかどうか。

○永田教授 そういうことは厳に慎むべきだと考えています。私大連盟では、最高裁の判決を受けて、すぐに我々の検討のプロジェクトチームの意見を基に私大連盟としての判断を示しまして、そういうことはないように、そして、最高裁もはっきりと大学の選択の自由を阻害するような額であってはならない、それから、大学が法外に利益を得るようなものであってはならないということは明確に言われておりますので、そういう形の指示をしておりますし、入学金を高く設定しようとする傾向があるとは聞いておりません。少なくとも判決を受けて個々の大学で入学金と授業料の配分をどうこうすることは現状では聞いておりません。ですから、そういう形での展開というのは現在の段階ではないと考えております。

最後の御質問であります、裁判規範が出たので授業料の返還というものにつきまして

は、どういう対応をしていくのかということでございます。この点につきましては、各大学、また、私大連盟以外のグループでも検討しておりますけれども、それぞれ資料とかそのときの記録というものが残っていない大学、あるいはきちんと残っている大学もあります。そういう意味で、少なくともどういう形で今進んでいるかと申しますと、ほとんどの大学では、この施行後どういう形の問い合わせがあり、また、辞退の連絡あったかということを整理し該当する可能性があるというもののリストアップ等をして準備はしております。しかしながら、そういう大学もあるかもしれませんけれども、これこれは可能性があるから申し出なさいという呼びかけをしている例は、組織としてはまだございません。

現実には、今度の判決でも口頭でいつあったのかということ、あるいはその他の意思表示の仕方等につきましても問題はございますので、その辺り各大学がきちんと資料を集めてすぐ対応できるようにという形の措置は組織としてはとっておりますけれども、具体的にリストアップをしてあなたは請求できますという形では進めてはおりません。現実には難しい。やはり主張される側が、いついつこうだということ、そこからこちらでその事実を確定して進めていくということになるかと思っておりますので、今のところそういう段階でございます。

以上でございます。

○山本（豊）委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問・御意見ございませんか。

○野坂委員 私も3点質問したいと思います。まず、1ページ目に一定の収束を見たを書いてございますけれども、このことは要するに現在は係争中のものはないという理解でよろしいのかどうか。これがまず第1点です。

第2点は、今の話題と関連しますけれども、入学辞退の意思表示の問題です。こちらのペーパーには措置をとることが望ましいとして3点挙げていらっしゃいますが、「望ましい」という言い方は、各大学にこうしなさいという強制的なものではなくて、各大学に自主的に判断しなさいということでしょうか。それであれば、現状、各大学でどういう形で意思表示を確認しているのか、データなどお持ちであれば紹介していただきたいということです。

3点目は、この問題と関連はするけれども、直接的なものではありませんけれども、受験生に対しては今回の入学金とか授業料の問題は周知徹底させるということでございますが、ちょうど今入学シーズンであります。地方から出てきた大学生が、幅広い意味で消費者契約法のトラブルに巻き込まれるケースが心配されているわけです。要するに、大学生に対して消費者契約法の問題、トラブル防止について、連合会としてあるいは大学側としてどういう教育・啓蒙をしていらっしゃるのか、これも併せて教えていただければと思います。

以上です。

○永田教授 一定の収束をとるということでございますけれども、現在そういう申し出があれ

ばきちんと対応しておりますので、勿論新しく申し出がございましたので、それらにつきましては対応しております。ですから、現実には新しいトラブルというのは今のところございません。被告弁護団の側も司法判断に沿って大学側と話をしているという状況でございますので、収束していると言い切れるかどうかはわかりませんが、収束中であると申し上げます。

それから、意思表示の問題ですが、この資料では、少しソフトに書いておりますが、こういうふうにしてしようということで私大連盟では明確にしております。この場合、少し微妙なところは裁判所は口頭でいいと言っていることです。しかし、お互いのためにまず文書で準備をしておきましょうよと、勿論口頭でもいいけれどもということでございますので、その辺りこういう望ましい形になっているということでございます。その辺りは、また御指導いただければありがたいと思います。

それから、受験生、在学生に対する消費者契約法等の教育の問題でございますけれども、特定商取引に関する法律にかかわるような問題も含めまして、多くの大学生がこの被害の対象になっているというのは事実でございます。各大学におきまして、それぞれ学生部系の組織でそういうものの啓蒙をしたりしておりますし、パンフレットをつくっている大学も、私どももそうでございますが、そういうところは多いと思いますが、それぞれの組織としてどういうふうに対応しているかという点については承知しておりませんので、事務局の方から。

○日本私立大学団体連合会事務局 団体として出す広報誌等でこういうトラブルが懸念されます、その理由はこういうものですといった、いわゆる啓蒙的な活動などは行っておりますけれども、団体として主導的にこうすべきであるとか、こうなさいということはしておりません。ただ、やはりこういうシーズンになっていろいろな誘惑があると、それに対して学生部はこういうケアが必要ではないでしょうかとか、こういう心配をしてあげてくださいというようなことは機関紙等を通じて加盟校に対して情報を提供するということはしておりますが、それ以外の積極的な指示に当たるようなものはしておりません。

○永田教授 今の点ですけれども、非常に重要な指摘でございますが、私は民法を教えておりますが、四年制の大学の学生に2年生、3年生になってクーリングオフを知っているかと聞くと、かなりの学生が意味がわからないというのが現状であります。逆に、女子大でそれを聞きますと、多くの学生は知っております。そういう意味で、きちんとした消費者教育というものが大学では十分に仕組みとしてなされていないということは事実であると思います。学生部等で啓蒙しておりますが、それは事故対策的でございますが、きちんとした教育というのが十分でないということは、私は一教師として感じております。

以上でございます。

○山本（豊）委員長 それでは、鹿野委員と山本敬三委員から御発言のお申し出がありますので、先に鹿野委員にお願いします。時間が限られておりますので、手短かにまとめていただければと思います。

○鹿野委員 先ほどの上田委員からの御質問のうち、入学金の内容に関連して1つ質問させていただきますと思います。今もそうなのかどうかわかりませんが、かつて一部の私立大学については、入学金したら入学金の一部を授業料に充てるといったような取扱いをしていた大学があると聞いたことがあります。そうすると、入学金という名目ではあるけれども、授業料の一部前払い的なものを入学金という名目の中に含めていたということにも理解できるように思うのですが、そういうものについて連合会での取扱いというか話し合いなどがなされたことがあるか教えていただきたいと思います。

○永田教授 今度は訴訟に対する防御というような形で私どもとしては対応してきたわけでございますけれども、やはり入学金の在り方につきましては、最高裁の判断というのは比較的緩やかであったと考えております。ですから、入学金の在り方については大学によっては基本的に考え直さなければならないとも思います。本当に全体の日常的な運営にかかわるといことになりますと、大学運営全体の経費を補完するものであるとすると、授業料に分散する方が妥当ではないかという議論があるわけでありまして。そういうことを含めて私大連盟では経営委員会等でも検討しておりますし、我々のチームでもそういう基本的な問題はあるということは前提であります。たとえば、私大連盟のプロジェクトチームが一定の指針を持って訴訟に対応するアドバイスをしてきましたけれども、その中でも大きな議論があったところでございます。この辺りはこれから重要な問題になろうかと思っております。

○山本（敬）委員 質問をさせていただきます。消費者契約法の見直しという観点からの質問と御理解ください。消費者契約法の不当条項のリストとして、現在、8条と9条が定められています。これを拡充すべきかどうかというのが当面の問題です。その際、例えば、消費者契約を解除しますと原状回復請求が認められるはずですがけれども、消費者が事業者に対して給付したものがあつたとしても、それを返さない、返還請求権は排除するというような特約をかりにした場合に、そのような条項は不当条項である、無効であるという形で新たに不当条項規制を明文化するという可能性について、どう評価されるのでしょうか。反対されるか、それとも賛成されるかということですが、かりにこのような不当条項規制を新たに定めるとしますと、そのことが授業料の不返還特約の効力に影響を及ぼすか及ぼさないか。つまり、この場合も解除しますので、授業料は一旦払い込んだものですから、その原状回復請求ができそうなのですが、それを排除する特約と評価されるとしますと、この新しい不当条項規制によれば無効と評価される可能性もある。本当にそうなのか。やはり授業料の不返還特約は、そのような原状回復請求権の排除特約とは違うものと評価されるのか、されないのか。違うと言うならば、それはどうしてかという点をお聞かせいただきたいと思っております。ただ、これは非常に難しい、仮定に基づく質問でして、連合会の中でもし御検討されているようであれば、その範囲でお答えいただければ結構です。

○永田教授 今のストレートな質問に対して検討したわけではございませんが、私は当初この問題が起こったときに個人的にチームの座長として考えましたのは、消費者契約法の適用はあると。しかしながら、訴訟では、さまざまな事情を考慮して判断してもらえるか

ら、あらゆる事情を出そうという形で出発いたしました。それが結果としては、やはり純粋な取引法のルールだけではないということを消費者契約法にかぶせることによって、たとえば、本来日割り計算で返すべきものであるところ、それを一括して4月1日以降は全部返さなくていい、それも1年分の何十万円、何百万円を返さなくていいと。そういう意味では、やはり最高裁がそういう取引法とは違うという判断をしているということからすると、その辺りが、山本委員がおっしゃるように、明文でそうされた場合に司法がどうして判断してくれるかということは、我々は心配をすることになるとしか言いようがありませんが、私立大学の現状からいたしまして、授業料のほとんどは人件費で済んでしまうというのが現状でございます。そのほかの補助金とか競争的資金を獲得して、大学何とか収支とんとないしは赤字の中でやっているわけでございます。たしかに営利事業ではないとはいえ、鹿野委員からも指摘されましたように、学納金の返還については大きく動かさなければいけない時期が来るかとも思います。しかしながら、現状ではやはりそういう規定が設けられた場合は非常に厳しいものがあると判断しております。これは、ちょっと言い過ぎました。個人的な意見でございます。

○山本（豊）委員長 それでは、まだ御発言の御希望もあるかと思いますが、予定の時間を既にかなり超過しておりますので、ただいま委員の皆様からいただいた問題提起につきましては、今後の審議の中で更に検討していく機会があると思っておりますので、その際にまたほかの委員の方からも御発言をいただければと思います。

どうもありがとうございました。

（日本私立大学団体連合会 退室）

○山本（豊）委員長 続きまして、全国宅地建物取引業協会連合会からのヒアリングをしたいと思います。連合会からは山村賢司常務理事に御出席いただいております、山村さんから御説明いただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○山村常務理事 ただいま御紹介いただきました全宅連と言っておりますが、全国宅地建物取引業協会連合会という組織の山村でございます。我々の今日のヒアリング資料の中で『全宅連・全宅保証』というパンフレットをお出ししておりますが、どういう組織かというのをまず御理解いただきたいと思ひまして、前段でその辺の御説明をまずさせていただきますと思います。

私たち全宅連は、全国に宅建業の免許を受けている業者が約13万社ございますが、その中で約11万社の会員がおります。全国では比較的小中の団体でございます、例えば、大手の大規模な開発をしているところとか、分譲マンションをやっているというような団体はまた別でございます。全宅連という組織は、全国47都道府県に各宅建業協会というものがございます。その連合体でありまして、宅建業法にうたわれている中の一つの組織でございます、この47都道府県の宅建業協会の中には、全国的に言えば数百の支部がございます。後で関連すると思ひますけれども、ここに一般相談窓口を持っておりまして、ここで一般的に消費者のいろいろな御相談等に対応しております。

我々の団体はどちらかというと地方の地元に着した団体の組織でございます、これがいつも密接に消費者の方々とコミュニケーションをとっていると、いろいろな苦情もございまして、いろいろな相談も我々のところに来ております。

もう一つは、パンフレットの中に全宅保証という組織がございます、これは宅建業法の中に定められておるわけですが、13 ページをごらんいただきたいと思っております。宅建業法で、我々の業者が取引先相手から何らかの苦情が来まして、それは業者の落ち度だから弁済をなささいということがあった場合、1,000 万円を限度として弁済をする組織でございます、保証協会というものがございまして、これは全国一律の一つの組織でございます、各県に地方本部というものがございまして、そこでやはり同じような消費者、これは一般相談よりももっと債権に絡む相談業務をやっております。その債権に関係するところで、個々の事案を調査・審議し本部に上げて、そこで再度、審議のうえ宅地建物取引により生じた債権であれば保証業務を行っております。通常今まで年間 10 億円以上の保証をしてまいりましたが、苦情案件も少なくなっておりまして 10 億円以下というような数字になっておりますけれども、そういうことも消費者に対して我々はしっかり行っております。

それ以外にもパンフレットの中で、保証協会の方でさまざまな会員に対しての啓蒙、14 ページにございますが、紙上研修という形で啓蒙を行っております。その中でも第 54 号と第 55 号については、別に皆様の方に資料としてお出ししておりますが、資料 2-2 のように消費者契約法について紙上研修をしております。それと、我々の業界は各宅建協会におきまして、年間研修を 2 か月に 1 回ぐらいのペースで行っておりますし、各支部でもそういう研修を常に行っております、宅建業法というのはいろいろ難しいところがございますし、割とよく変わりますので、そういう研修会等も行っております。

こういうことで、我々の業界として研修をするとかいろいろな形をとっておりますけれども、資料 2-3 は、我々の宅建業協会とは別の連合会というものがございまして、不動産の公正競争規約というものがございまして、これで消費者に対してのさまざまな広告と間違った情報を与えないような形で、29 ページから後ろに具体的な項目、これが一番わかりやすいと思っておりますが、チラシをつくる場合はこういうものが要りますとか、インターネットをやる場合はこういうものが要りますというのを、我々の公正競争規約というものをつくりまして、徹底させております。これにつきましては、各地区に公正取引協議会というものがございまして、そこで常に違反広告、パンフレット、批判広告等がないかチェックしております、違反広告を行った業者につきましては、公正取引協議会の方で呼び出しまして注意をする。注意を何度しても聞いていただけない業者さんにはペナルティを課すというような形をとって、常に監視と指導等を行っております。

大体そういう形で我々業界の今取り組みは御理解いただけたかと思っておりますが、宅建業法という法律が我々の不動産取引には関係がございまして、これは言い方が変かもしれませんが、よく言われている宅建業者は悪いんじゃないかというようなことをベースにつくられている非常に厳しい法律でございます、その法律の中で消費者契約と同じような規定

がたくさんございます。消費者契約法が出てきた中で、もっと具体的にそういうことを法律で我々業者に対していろいろなことを言うてこられるというところと言えば、非常に緊張感ができてきたと思います。それと、宅建業法でいわゆる犯罪行為がありますね、不動産取引の詐欺のような行為。その間のグレーのところ为消费者契約法の中で、いろいろなことが皆さんの方で問題として今現在出てきているのではないかと思います。

我々は中小企業が多い団体でございますので、一般的によく問題になっております賃貸借契約の精算、敷金の最後の修繕義務の注意点が非常に今いろいろな問題が出ております。これも国土交通省が数年前にガイドラインを出していただきまして、そのガイドラインに沿って基本的にはやってくださいというような指導を我々はしておりますが、やはりこれは宅建業法で言いますと、賃貸仲介の場合、契約をしてお客様にその物件を引き渡す、その時点で宅建業法というのは基本的にはおしまいになります。そこから先の今トラブルが起こっている部分、賃貸の敷金等の問題は管理という仕事になりまして、管理業法というのはまだございませんが、管理という部分でのトラブルが今結構出ていると思います。我々業者は特に、東京とか大都市圏では、管理業と賃貸仲介業というのは明確に区分されてきましたが、まだ、地方に行きますと我々業者がサービス行為で行っているわけです。ですから、本来でしたらお客さんに物件を紹介して仲介した時点で終わりなんですけれども、当然その後の流れで管理をする。ところが、精算の段階になりますと、大家さんと入居者の方の問題になりまして、そこでトラブルが起こるケースがたくさんあるという現状でございます。ですから、我々としてもそういうことがないようにやるんですけれども、我々のコントロール外の部分、大家さんの意見によって大きく左右されるというところで、非常に厳しい精算をする、敷金を返す、返さないよという精算する大家さんが勿論いらっしゃいますし、ガイドラインに沿った大家さんもいます。ただ、契約する時点で、その大家さんがどういう精算をするかというのはなかなかわからなくて、いろいろな裁判とか出ていますけれども、個別の理由がございまして、一概に大家さんが返さないのもおかしいというわけでもございませぬし、コミュニケーションが何かの形でまずくなっていたとき、最後の時点でそういうトラブルになって、こういう精算方法はおかしいんじゃないかというトラブルがかなり出ているという現状でございます。ただ、これは消費者契約法により大家さんの自覚がだんだんできてきたので、かなり大家さんとしても無茶なことはしなくなってきていると思いますが、やはりその辺のトラブルというのは今現在一番問題があると思われまます。

不動産取引での件でございますけれども、我々宅建業法で非常に厳しいといいますが、規制がいろいろ課されていまして、しかも、金額が高額でございますので、無理やり消費者の方に物件を売るというような行為はできる状態ではございませぬし、特に、最近融資が当然つく、現金で買われる方は少ないので、融資が必要な物件がほとんどでございますから、当然銀行等の融資の問題もあります。いわゆるローン条項と言われているんですけれども、融資がとれなかったらこの契約はなかったことにしましょうというローン条項も

ございますので、その点で無理やり消費者の方に買っていただくというようなことはないと思います。資料2-4にその辺は書いてございますが、余り時間もございませんので、この辺は専門家の皆さんでございまして、十分御理解いただいていると思います。ここにいろいろ書いてございますけれども、4条につきましても、10条につきましても、我々は宅建業法とグレーな部分での判断、いわゆる個人的な感覚の部分の判断が多くなっておりますので、それはどのレベルで消費者に告げたらいいかとか非常に難しいところがございまして、今後いろいろな判例の中で私たちが研修等をして、こういう事例を会員の方に周知徹底して、その辺のことを進めていかなければいけないと思います。具体的にまた御質問があればいろいろな具体例がございまして、非常に微妙なところで言えないようなこともたくさんございまして、しかも、消費者の方はそれを知っていたら契約していなかったなということもたくさんございまして、我々としては微妙な難しさの中にあるので、早くそういう例を具体的に決めるか、判例が出てくるかということで指導していくしかないなと考えております。

時間がございませんので、具体的な説明に関しては御質問を受けさせていただいた方がいいのではないかと思いますので、この説明に関しては皆さんよくご覧いただいております。

○山本（豊）委員長 以上でよろしいですか。時間の節約に御協力いただきまして、ありがたく思っております。

それでは、ただいまの御報告を受けまして、御質問・御意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○町村委員 先ほど言及された資料2-1のパンフレットの13ページにあります苦情解決の制度ですけれども、解決基準というのはどのようになっているのでしょうか。いわゆる消費者契約法の一般的な解釈にのっとってやられているのか、あるいはその中でも特に最新の判例を取り入れて解決基準とされているのか、あるいは逆に商慣習の方により近い形でなされているのか、また、その担い手はどのような方がなされているのかということをお教えください。

○山村常務理事 これは、我々の業界のお客さん、業者が相手に対して迷惑を掛けたときのシステムでございまして、一番端的に申しますと、苦情の解決は自主的な解決を促しますが、最終判断は弁護士の先生にお願いしております。我々が上げてくるときは、基本的には地方の先ほどお話しした支部等にまず消費者からいろいろな相談がございまして、それが苦情解決不能等により権利、金銭にかかわることにつきましては、当然我々の本部に上げてきて、それを全国に上げてまいりますので、基本的な考え方としては弁護士の先生の判断ということで、先ほど業界基準ではなくて、ごく一般的な現状の法律関係もよく御存じの先生の方で判断をしていただいております。

○山本（豊）委員長 では、続きまして、阿部委員からお願いします。

○阿部委員 具体的問題点としては、敷金の返還請求の中での地域格差というか、地域の

確立した商慣習とまではいかないような個別の地域事情について、現実に協会全体としてこういうふうを考えているとかあるいはこの地域についてはこうだというようなガイドラインのようなものは持っておられるんですか。

○山村常務理事 協会全体として、やはり関西と東京都は全然違いまして、以前の関西ですと、例えば敷金 10 か月とか 12 か月というのが当たり前の時代が十数年前にございまして、今はだんだんこういう委員会、連合会等で議論した中でありますけれども、これについては地方の商慣習というものがございまして、業界団体として一律の基準、我々で言いますと、私が賃貸管理委員長で、そのほかにも賃貸管理業協会というものがございまして、そこで一律の基準、ガイドラインに近いような考え方は意見交換しておりますが、業界団体としての一つの基準、いわゆる宅建業で言いますと、我々の業界には幾つもの団体がございますので、我々だけがやると商売上のいろいろな問題が出てきますので、やるのであれば業界団体全体でいかなければいけないと思っております。

○山本（豊）委員長 ほかに御発言ございますか。

○田口委員 資料 2-4 について伺いたいと思います。1 ページなのですが、消費者契約法の 4 条について、無過失で不実告知がなされた場合、取消しに伴って業者責任の訴訟リスクを負うことが想定されるということで、故意過失を要件とするというお考えが述べられているのではないかと思います。消費者契約法では、不実告知について契約の取消しだけを定めておりますので、業者責任に直結するものではないと思います。契約の取消しという効果の範囲で考えると、不実を告げたことについて過失があったかどうかを問題とするという点については、ちょっと実情からすると疑問に思います。ただ、それはさておくといたしまして、「無過失で不実告知がなされた場合につき」ということなのですが、契約の内容、それも重要事項でございまして、こういう契約の重要事項について、最もよく承知している事業者の方が消費者に対して不実のことを告げておきながら、それが無過失だというケースというのはなかなか想定しにくいと思いますが、具体的にどういうケースが該当するのかという点と、そういうケースというのは、実態から見ても一般的によくあることなのかどうか、その 2 点についてお聞きしたいと思います。

○山村常務理事 具体的に事例が多いというわけではございませんけれども、我々の宅建業法のいわゆる重要事項の説明というところが非常に多岐にわたっておりまして、それについては当然我々も調査をする。調査してもわからないところもございまして、しかも、我々の権限外、いわゆる資格がない部分の調査がございまして、それは調査をしたかどうかという説明なんですけれども、具体例で言いますと、業者として調査義務があるんですが、我々の範疇でそれ以上調べられないというところがございまして、業者としては調べただけでも答えが出てこなかった。でも、事実は違うところにあったというような例ですね。宅建業法では、それを証明するのは相手方が証明しなければいけないんですけれども、消費者契約法ですと証明責任が必要ないというようなことで、こういう表現をさせていただいているんですけれども。

具体的には、物件説明というのは非常に多岐にわたります、例えば、原則論として以前にどういう人が住んでいたかとか、そういう人が住んでいたら買わなかったのにとということがございますよね。その方の内情までは我々としてはわからないわけです。ですから、そういう部分では事実としてどうしても調査できないというか、またわかっても言えないようなこともございますし、それを消費者契約法で言われると、非常に我々としては苦しい立場になるなど。

○山本（豊）委員長 何か追加の御質問がございましたら。

○田口委員 御説明の趣旨はわかりますが、消費者契約法では、要は積極的に不実のことを言った場合には取消しができるということであって、損害賠償責任などを定めているわけではないですから、そういう事実と異なることを積極的に言った場合には、契約はなかったことにするという、その範囲の問題です。したがって言えなかったことについて過失があったのか、なかったのか、そこは消費者トラブルの場面で問題とすべきことではないのではないかという感じがいたしますが。

○山村常務理事 ただ、余り例は多くないんですけれども、我々は物件説明を行いますよね。大体通常の住宅とかマンションで1時間半ぐらい掛かるんですよ。みんな当然ちゃんとやっているんですけれども、それぐらい掛かるんですね。そこでまた消費者の方が、説明したけれども、わからなかったよと言われてたりする方もいらっしゃいますので、まれにそういうこともございます。物件説明については、消費者の方から時間が長過ぎるというクレームもありますが、今言ったようなことを説明すると、普通のマンションの売買でもどうしても1時間以上掛かりますね。

○山本（豊）委員長 よろしいですか。では、ほかの委員の方からも御質問・御意見をいただきたいと思えます。

○下谷内委員 御説明ありがとうございました。私どもは現場で相談受けているので、ちょっとお伺いしたいんですが、先ほど賃貸借契約におきましては、契約をいたしましたら宅建業法としては関係がないから、例えば、解約しますときの敷金の返還等につきましては大家さんとの個別的問題がかなりかかわってくるということと、契約と管理の問題について、今は別々になっているところが多いというお話を伺ったかと思えます。ただ、私どものようなところに御相談がある場合は、契約された方が管理と契約は別だということを全然御理解されていないのがまず1点ございます。そういうものが契約のときにきちんと消費者に説明されているのかどうか。消費者の方にお伺いしますと、そういうことがきちんと説明されていない。だからといって、大家さんと直接交渉をと言われても、もともと契約書面というのは仲介業者さんがお持ちになり、説明をされて契約をしているものでありますし、管理の場合は大家さんの名前がほとんど出てこないものもありますが、相談では一般的に管理を含まない仲介業者さんと大家さんとの契約というのはあり、大家さんは直接契約時そこに出ていらっしゃらないことが多く、敷金返還などで解決が困難になっております。そういったしますと、やはり敷金の返還請求があったときに、それは個別

の問題だということではないと思うんですね。消費者にとっては、やはり仲介業者さんがいて初めて成り立つような業務ではないかと思しますので、その辺のところは、先ほどお聞きしましたら、私どもの方に御相談がある一般消費者の方との乖離がかなりあると思しますので、大家さんに対してどのように御説明なさっているのか。それから、消費者の方に対して、ガイドラインもございますので文章としては簡単ではございますが、そういうことをどの程度説明されているのか。

○山村常務理事 今おっしゃった、これはあくまでもそういう法律なんです、仲介と管理を両方やっている業者が中小ですからほとんどなんです。ですから、そういうケースについてはおっしゃるようなことはないと思いますが、やはり物件説明の中に管理業者名がきちんと出ておりますので、消費者の方は物件説明というのをしっかり見て、説明も勿論していますし、トラブルが起こったときはこういう業者さんに連絡をしてくださいと話をしていますけれども、やはり消費者の方が我々を頼りにされているというケースが多いですね。ですから、消費者の方に我々のところに確かに来られるんですよ。ですけれども、管理の部分は別会社というケースになりますと、やはり我々業者が仲介業として、そこで当然知りませんよではなくて、ここで管理をしていますから、こちらで御相談くださいというようなアドバイスはしますけれども、業としては別の業になりますので営業範囲から外れるところがございます。ですが、大半は消費者の方は一番最初に仲介したところに行っちゃいますので、それについては、それなりの対応をきちんとさせていただいているのがほとんどだと思います。ただ、おっしゃっているように、説明書に管理業者名は書いてございます。

。

○下谷内委員 書面上は書いてある場合は、御相談がありますときに、ここにこういうふうに書いてありますということを御説明できるんですが、ほとんどの方が御理解なさっていないのが1点あります。

それから、済みませんけれども、今、不動産の契約書で管理業者がどのくらい入っていますでしょうか。私どもに来られる相談は余りありませんので。

○山村常務理事 これは私ども数字的なデータはないんですけども、大都市と地方と分けると、地方はまだまだ不動産業者がサービスという言い方はおかしいんですが、管理を大家さんに対しても無償でやっているパーセンテージがかなり多いですね。都市圏になると、やはり業がきちんと分けられておりますので、具体的な数字は出しておりませんが、多分トラブルが起こるのは管理業者が入っていないところとか大家さん直とか、一番トラブルの割合としても、消費者とほぼ同じ大家さんがいるわけですね。プロじゃない方、いわゆる転勤で住宅を貸した方などは、ほぼ感覚が事業者ではなくて貸す方も消費者なんですよね。やはり貸す方もプロじゃないし、借りる方もプロじゃないというような契約ですと、その辺のオーナーさんの経験が少ないですし、いろいろなトラブルが多いのはその辺になりますね。

○山本（豊）委員長 よろしいですか。今の個人オーナーの転勤の場合は、消費者契約法の問題にならないと思いますので。

では、村委員から先に手が上がっていましたので、お願いします。

○村委員 2点ほど御質問があるんですが、1点は、先ほどの田口委員からの質問と少し重なる部分があるかもわからないのですが、宅建業者の方が消費者契約法の取消しの部分で問題になる場合には、賃貸者契約の当事者であるとか、売買契約の当事者になるケースというのは余り多くないのではないかと思うんですね。そうすると、消費者契約法の5条に基づいて4条の取消事由があるから、賃貸借契約とか売買契約の取消しが問題になるという形で、宅建業者の方の説明等に問題があったときにかかわってくるのではないかと思うんです。先ほど来、調査義務がどの範囲まであるとか、説明義務をどこまで尽くしたら責任が発生するとか、いろいろ実情について御報告をいただいたんですが、恐らく裁判例などで見る限りは、その部分の責任については民法上の損害賠償請求等の形で今までは問題になってきているというのが実情ではないかと思うんですね。私の乏しい知識で言いますと、5条が問題になって賃貸借契約とか売買契約が取り消されたという例は、私は今のところ知らないものですから、協会として5条が根拠になって賃貸借契約とか売買契約の取消しが問題になった案件というのは、どれくらい把握しておられるのか。それは、どのようなケースであって、そういうことがないようにどのような取り組みを消費者契約法施行後してきておられるのか、おられないのか、これが1つ目の質問です。

2つ目の質問が、賃貸借契約のところでは敷金の不返還特約が今問題ということですが、敷金の不返還特約のほかに、リフォーム料金の負担とかハウスクリーニング料金の負担の特約なども、やはり同じようなベースで問題になっているのではないかと思うんですが、確かにそういうものの運用のときに、通常の損耗として評価できるかどうかという部分で、大家さんと立場が違うので物の見方が違ってもめると。だから、大家さんによっていろいろですという意味は、そういうふうに言えばよく理解できるんですが、ただ、消費者契約法の不当条項の部分での問題としては、条項の中に敷金の不返還特約とか、あるいはリフォーム料金とかハウスクリーニング料金が通常の損耗の範囲内であるとならないとかかわらず、一切それは退去していく人の負担であるという条項が使われていること自体が訴訟で問題になっているんだと思うんですね。ということですので、賃貸借契約の仲介をなさるときに、賃貸借契約の契約条項について協会の方としては業者の方たちにどのように指導しておられるのかといったことを、ちょっと教えていただければと思います。これが2点目になります。

○山村常務理事 1点目については、我々としては取消しはないと聞いております。

2点目のリフォーム、ハウスクリーニング等というのも、契約が有効かどうかということの問題と、我々としては国交省がつくられたいわゆるガイドラインについては会員への周知を徹底しておりますし、一般的な協会として賃貸借契約のひな形等もつくってございまして、全国的にこの契約書を推奨する契約書といえますか、いつでもダウンロードでき

るような対応をとっておりますし、例えば、敷金の精算方法につきましても、この大家さんは国交省のガイドラインに沿って敷金精算してくれますよというのがわかっているならば、そういう説明もできるんですけれども、大家さんが文章で必ずそうするというように確約できるわけでもございませんので、数年先、大家さんの状況もいろいろな条件で変わってきますし、個人的なトラブルが発生した場合の感情論の問題にも発展してきて、先についての大家さんと入居者の方との最初の契約、敷金精算をする最後の時点での契約というものが、基本的にはそういう説明がわかっているならば書くという範囲ですね。我々としてこういう方法がいいよというのは、大家さんがガイドラインに沿って契約してくれるのであれば、そういうふうに書きなさいというような基本的な考え方ですね。

○山本（豊）委員長 まだ御質問なされたいかもしれませんが、時間の関係もありますので、先ほど既に発言の申し出をいただいております菊地委員から御質問がありましたら御発言いただいて、次のヒアリングに移りたいと思います。

○菊地委員 それでは、簡単に御質問をさせていただきます。

資料2-4の5ページ目の適合性原則の在り方についてですが、基本的には適合性原則の問題はないということが説明されていると思うのですが、その理由として、まずは金融機関からの融資を伴うものが通常であると。これは金融機関が融資をする際に適合性原則にも配慮しているからだというようなことなののでしょうか。金融機関は不動産担保で融資しているので、その点で適合性原則のことについてどのように考えているのかということをお教えいただければと思います。

また、もう一つの理由としては、不動産売買における取引は一般的な商慣習として手付金、中間金、残代金決済により取引が完了するので、適合性の問題は生じないという説明をされているのですが、ここの考え方について教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山村常務理事 金融機関については、先ほどもお話ししたとおり、おっしゃるような適合性の問題としての判断ではなくて、個人の適合性ですね。支払い能力という面でありますから、個人の支払い能力という意味では金融機関はしっかり見ると思います。それ以外に、やはり金融機関もその物件はその値段では高いんじゃないですかということも言ったりしますから、要するに、金融機関は金融機関なりの独自の判断でやられていると思います。

それと、手付金、中間金、残代金決済という何段階かございますので、やはりそこで考える時間がありますし、手付金を払っていただいて何日かの期間を置いて、そこから先は解約できませんよというような文章もありますし、その前にローン条項があって、金融機関がローンを融資してくれなかった場合には、この契約はないですよと、その次は手付金、お金を返せば自分から契約解除もできるというような、何段階ものチェック段階がありますから、最終的に残代金を支払うときも司法書士立ち会いの上で、きちんとした所有権移転が間違いのないかということを確認の上、残代金の支払い、それから、権利が移転できる

すべての書類というような手続を踏みますので、そういう面言えばかなりチェックする。よほどお金を持っている人が「いいや、買っちゃえ」というようなケース以外は、ほとんどそういうチェックを何度もされているので、こういうことでは大丈夫ではないかと考えております。

○山本（豊）委員長 それでは、予定の時間を若干経過していることもあり、全国宅地建物取引業協会連合会からのヒアリングはこの辺りで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（全国宅地建物取引業協会連合会 退室）

○山本（豊）委員長 では、続きまして、柳川範之委員から御説明をいただきたいと思えます。20分程度でよろしく申し上げます。

○柳川委員 今、お二方から御説明があったような具体的な問題提供ではなくて、タイトルにもありますように、経済学の観点から見たということで、やや抽象的な話で恐縮ですが、簡単に経済学者の視点から消費者契約法の問題をどういうふうに考えるのかということをお話しさせていただこうと思えます。

最初に、経済学に対する誤解と書きましたけれども、この種のことに関しては、ここにいらっしゃる方々にはほとんど誤解はないのではないかと考えておりますけれども、まだまだ一般的には経済学というのは非常に合理的な個人を想定されていて、何でもきちんとよくわかっている人たちが行動している、あるいはそういう人たちを想定して政策を考える学問だと誤解されている向きがあると思えますので、念のためということでも少し書かせていただいたものでございます。

一般的には余り深入りしてしまうとあれなんですけれども、経済理論においては合理的な個人ということで、きちんと情報を把握して、その中で自分の利得が最大になるような行動をするという個人が想定されてモデル分析が行われる場合が多いわけです。そのモデル分析に基づいて、こういう政策がいいとか、ああいう政策がいいという理論的な論文が書かれることも多いわけです。ただし、それはあくまで理論的な計算をするための前提でありまして、そういうものが現実の消費者であるとか、あるいは現実の消費者はそうであるはずだということを経済モデルあるいは経済理論から出てくるわけでは実はないわけです。そういう意味では、多くの経済学者は現実社会で行動する人たちが、何が合理的かというのは脇に置いておくとしても、多くに人がパッと思いつくようなスーパーマンのような合理的な個人を想定して実は議論しているわけではないというのを御理解いただきたいと思えます。

それから、経済学の方もここ15年くらいでかなり変化してまいりまして、1つは、恐らくこの消費者契約法のときに問題になってくるような多くの消費者の非合理的といいますか、心理的な要因に基づいた意思決定であるとか、あるいはきちんとわかっていない中で判断してしまうとか、そういう人たちを想定した経済学というのは、最近ではかなり盛んになってまいりまして、経済心理学であるとか、実験経済学というような分野でノーベル

賞がとられ、さまざまな経済学の研究が進んでいるということがございます。

もう一つは、ここでのお話に大分関係することだと思えますけれども、情報の非対称性ということを考えますと、そもそも合理的な当事者であっても情報がない中では十分な判断ができないと。そのためにどういうふうに情報がきちんと流れるようにするかということに関しては、そもそもの消費者契約法の趣旨とかなり沿ったものであって、そういう中で理論モデルが組み立てられ、政策の判断がされているということを御理解いただければと思います。

そういうふうに考えた上で、わざわざ経済学を持ち出してきて消費者契約法のことを考える上で、どういう意義があるのかということは私なりにポイントを、これも抽象的な話で恐縮なんですけれども、4つほど挙げてみました。勿論、これは経済学でなければ考えられないことではないと思えますけれども、経済学が通常考える理論の中で重要なと思われるポイントでございます。

1つは、法律がインセンティブに与える影響というところでございまして、このインセンティブという単語が最近の経済学では一つのキーポイントになっているんですが、結局、人々がそういう法律なり判断が出たことによって、どういう行動を起こすか、何を考えて、どういうことをやるかということでございます。結局、前にもここで少し発言させていただいたことがあると思えますけれども、法律の役割であるとか法律の評価ということは、紛争解決も一つ重要なことなんです、結局その法律ができることによって人々がどういうふうに行動を変えるのか、あるいはどういうふうに契約を変えるのか、その契約はどのような形になっていくのかということがより重要であって、社会全体の動きとしてはそちらの方も無視できないし、場合によってはそちらの方が非常に重要かもしれない。理想型を言えば、消費者契約のトラブルがなくなるように人々がきちんと行動する。それは単に泣き寝入りするということではなくて、望ましい形でトラブルがなくなる方向にどうやって法律なり裁判の判断をしていくのかということで進んでいく方がいいのだろうと。その意味では、もうちょっと学問的なことを言うと、紛争が起こる前のインセンティブにどういった影響を与えるのかということを中心に考えるというのが最近の経済学の傾向です。

その意味では、今日のお話の中で印象的だったのは、大学の入学金の話で、入学自体をどういうふうにルール設定するのかというお話がございました。今そういう形で作成中だというお話がありましたけれども、こういうものは事前のルール設定の一つの典型例だと思うんですね。そういう形で明確に、どこで事態を設定するのかというルールができれば、それは大学側にとっても、あるいは入学生にとっても明確に行動を変えることになりまして、トラブルを防ぐことになるわけですね。こういうものがどれだけできてきているか、どれだけ消費者契約法によってそういうものがきちんと手当されていくかということを中心視しなければいけないというのが、こういうことの一つのポイントなのではないかと思えます。

2番目は、それとやや裏返しのことなんですけれども、結局対応をいろいろするという

ことになりますと、そのためには社会的なコストが掛かる場合もあるわけですね。ですから、経済全体あるいは社会全体で見たときに、どうしてもこういう手当というのはコストとベネフィットがあって、そのコストとベネフィットをきちんと計算しなければ、評価した上で政策なり法律をつくっていかねばいけないというのが経済学の基本的なスタンスです。このときに、別にコストが掛かるから全くだめだとか、コストが掛かる点を無視しろとか、あるいはベネフィットだけを見ろということを経済学が言っているわけではありません、実はコスト・ベネフィットのどの部分をどこまで重視するかというのは、経済学あるいはどの学問でも実はそうなのだと思いますけれども、学問から出てくるわけではないんですね。これは国民の判断であって、社会の意思決定をどうするかという問題になるわけです。学問でできることというのは、どういうコストがあって、どういうベネフィットがあるのか。特に、コストの部分というのは、いろいろ間接的に発生するものがありますから、そういう見落としがちなコストをきちんと見せてあげる、あるいは見落としがちなベネフィットをきちんと見せてあげるということをするのが、学問の役割だと私自身は思っていますので、経済学もそういう観点で見るのだらうと思います。

例えば、火を使えば火事が起こる可能性があるわけですね。火事が起きるのは怖いからといって一切世の中で火を使わなくすれば火事は防げます。しかし、そのためのコストは莫大なものがある。そんな非現実的なことをする人は誰もいないと思います。それは極端ですけども、例えば、ここでも野村委員が少しおっしゃったことですが、さまざまな消費者トラブルに手当をするために契約上で物すごく工夫をする、あるいは危ない契約はすべてしてはいけないということになった場合に、その中で危ない契約がすべて本質的に問題でない契約であれば問題はないですけども、それによって本来消費者にとってもとてもメリットになるような契約がすべて行われなくなる、取引が行われなくなるとすれば、それは社会的に大きなコストなのだらうと思います。勿論、社会判断としてはそういうコストをかぶってでもトラブルを防ぐべきだという価値判断はあると思いますけれども、そういう意味で、どこまで全体としてコスト社会を許容するのかということを考えなければいけないと。

それから、ある種の手当をするときには、どうしても事前のコスト、ある意味での紛争を防ぐためのコストが世の中に発生してしまうと。それをどういうふうに考えるかというところまで見ないといけないのだらうと思います。

そうすると、それに引き続いてということですが、これは経済学からそのまま出てくるわけではないですけども、どうしてもこういう消費者契約法のような一般ルールにおいて線を引くことの難しさ、特に、コストが発生してしまうことの難しさをこういうことで整理していきますとを感じるわけです。やはりきめの細かいルール設定をすればするほど、今申し上げたような不必要なコストというのはどんどん削減できるわけです。本当にピンポイントで大事な人だけ保護して、問題が起きないように取引なり契約は、そこに引っ掛からないようにするというのが理想なわけです。多くの人、ここにいらっしゃる皆さんが

それがいいと思っていらっしゃると思うんですけども、一般的なルール設定をしてしまうと、ピンポイントできめの細かい設定ができないという問題があります。ですから、やはり一般ルールでそういうところをどこまでカバーするのかというのは、なかなか難しいなという気がいたします。これは個人的な感想です。ですらか、各業法なりそういうところとの組み合わせというものを考えなければいけないのだろうと思います。

それから、ここではちょっと抽象的になるので書きませんでしたけれども、結局ルールといっても、それは法律で書き込むものと裁判所で最後に判断してもらう部分とあって、抽象的なルールを書いておいて、一般的な紛争に関しては裁判所で全部判断してもらうということもあり得るわけですね。ですから、ここで一般的なルールの限界と書きましたが、その一般ルールの中でも裁判所に任せる部分と、法律で細かく書く部分とでは当然見え方やコストやインセンティブへの影響は違って来るわけです。一般的には裁判所で判断してくれれば、そこできめの細かい判断ができると考えられがちなんですけれども、経済学の先ほどの事前のインセンティブというところからしますと、前の御発言でも少し出てきましたが、事業者の側にとっての透明性、予測可能性というのが、結局、裁判のときには相当判例が積み重なってこないと予測可能性が低いと。それがあある意味で、ボンボン紛争が出てきて裁判で解決していけばいいのかもしれませんが、ただ、一番問題なのは、予測不可能だからといって業者側が萎縮をしてしまって、本来あるべき取引がどんどんなくなってしまうとすれば、それは世の中に目に見えない形で、紛争があたかも出てこないからいいかのように見えますけれども、実際に重要な取引が行われなくなってしまうと、消費者にとっても非常に大きなコストになると。この問題をどう考えるのかというのは、立法の段階できちんと考えておかなければいけない問題ではないかと思います。勿論、だからといって一般ルールが必要ないと言うつもりはないので、一般ルールでどういうふうなきめの細かいことをやっていくかというのが問題になると思います。これは後で個別の問題のところでお話しします。

そういう意味でいきますと、もう一つのポイントは、これは最近の情報の非対称性を取り入れた経済モデルが割と強く主張していることなんですけれども、結局こういうルール設定においては、情報提供だとか正しい認識を消費者に促すようなできるだけだけのルール設定が望ましい、あるいは教育という話が今日も出てきましたけれども、教育を当事者間できちんと行われる、あるいは行わせるような形でのルール設定ということが望ましいのだろうと。より正確な情報が提供されて、正しい認識の下で取引が促進されるということが、本来望ましくあり得るべき姿ですから、そこをどうやっていくかという視点がこういう法制度の中では重要ではないかと思います。

その裏返しとしては、ある消費者契約法が間接的に行っている成果としては、割と独占力の強い事業者から高い支払いをやっている分を無効にして、支払額を事実上引き下げるという効果ですね。不当に高くレントを取ってしまっているような契約を一部カットして消費者にメリットを還元する。これはこれでこの部分としては、その当事者に関しては有

効な手段だと思うんですけれども、先ほど申し上げたような事前のインセンティブということを見ると、消費者契約法はこの部分に関しては余り実は成果を挙げられない構造になっていると思うんです。それはなぜかという、要するに、問題があるところでお金を高くしてはだめよということであれば、問題にならないところでその分上げればいいわけですね。ある種、支配力があれば事業者はそういうことができるわけですから。そこを全部モグラたたきのようにつぶしていくことは、現実の消費者契約法にのっとってはなかなかできなくて、それは独占禁止法であるとかそういうところに期待するしかない。一部その肩代わりを消費者契約法が、そういう意味で見えてきた部分に関してたたくことができるんですけれども、本質的な解決には実はなり得ないという気がいたします。だからといって、そういうことをやるのは無意味だと言うつもりはないんですけれども、実はそういう構造を持っているということだと思いますので、どちらかという情報提供の意識を促すためのルールという視点がより重要ななということでございます。

時間を大分使っていますので、個別の問題評価は少し駆け足でいきたいと思っておりますけれども、幾つかこの委員会に出てきているポイントとしては、インターネット取引をどう考えるかというところが随分大きいと思うんですね。今申し上げたようなポイントに沿って考えますと、やはりインターネット取引はきちんとしたルールをつくっていくべきだろうと思うんですね。誤認させるような表示であるとか、インターネットでの見え方というのは、ある意味で消費者の正しい認識を誤らせるような情報提供の在り方というのは非常に問題だと思いますので、今のインターネットでいきますと、さまざまな形で消費者がそんな情報だとは思わなかったとか、そんな表示だとは思わなかったということが多々あります。そういう誤認を防ぐようなものというのは、もっと積極的にやっていいのだろうと思えますし、これはどういうルールをつくるかによりますけれども、そういう意味でいくと広告と勧誘を区別するというのは、なかなか難しくなっているのだろうなど。勧誘だけというのは非現実的ではないかという気がいたします。

それから、不招請勧誘というのが大きな問題になっていますけれども、これは先ほども申し上げたような情報提供を流すということからすると、やや難しい問題があって、結果的に必要な情報提供をややブロックしてしまう可能性があるだろうと。何ををもって不招請とするかということの線引きが、その際に非常に重要だろうと思えます。これも不招請勧誘が問題ではないと言っているつもりはないので、ある意味での必要な情報提供であるとか、必要な知識の獲得を確保しつつ、本来不招請である、すごくデメリットを感じるような勧誘をできるだけ防ぐための明確なルール設定とか基準設定の工夫というのが必要で、自分は何をもって不招請とするかということ当事者がきちんと意思表示をして、そのもとで事業者がその後で動くというようなルールの仕掛けというのがいいのだろうと思えますけれども、この辺はかなり理論的な話になりますので、後で御質問があればもう少しお答えするということにしたいと思います。

適合性の原則は先ほどもありましたけれども、これも今申し上げたように情報の非対称

性があったり、認識力にある程度差がある消費者がいるとすれば、それに対して適切に対応すべきだというのは、実は経済学でも非常に強調されている線ではあります。ただ、その問題と個別事情に依存する面が大きいのをどう明確に線引きするのかというのは分けて考える必要があって、どちらかという、いろいろな消費者がいるときに、その消費者に個別の対応をすべきだというのが実は経済学では出てくるんですけども、通常経済学者が気にするのは、ある種一律な線引きをしてしまうことで、結局、適合性原則に本来余り関係のない、あるいは本来必要な取引であるとか契約というものが随分できなくなってしまうというコストを大きく考えるということで、普通の経済学者はここを余りアグリーしない理由だと思います。その意味では、うまいルールなり基準設定の工夫をきちんと考えるべきだということになるのだらうと思います。これはなかなかアイデアがないのですけれども、私は何となく一般ルールでは難しいなという気がして、金融の話とかいろいろ携わっているんですが、ここではやはりいろいろ考えられるんですね。個別の事情をいろいろ組み込んでできるんですけども、なかなか一般ルールでは難しいなと。

最後は感想ですけども、時間が少し延びまして済みません。以上でございます。

○山本（豊）委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問・御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○角田委員 経済学の観点から非常に興味深いお話ありがとうございました。2点ほど質問したいと思います。まず、消費者契約法1条の目的のところに書いてございますが、消費者契約法が対応している問題というのは、情報の質及び量の格差の問題と並んで交渉力の格差というのがあると思います。最後の方に柳川先生が適合性原則のところでおっしゃった点でございますけれども、この交渉力の格差への対応について、経済学的な観点から何か示唆するような考え方があれば教えていただきたいということです。

もう一点は、「情報提供・正しい認識を促すためのルール設計」についてです。ルールとして、消費者契約法の3条のような規定の在り方、それから、取消や無効という民事的な効果を付与する在り方、2つのタイプを擁してございますけれども、今度の消費者契約法の改正で団体訴訟というものが導入されたわけです。そういういろいろな効果の決め方、あるいは実効性確保の手段との関係で、分析の視点を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○柳川委員 ありがとうございます。1点目ですけども、交渉力の格差を是正するということは、確かに消費者契約法の目的の一つであって、経済学的に考えてもそういう面が非常に重要なだろうと思うんですね。ただ、先ほどちょっと申し上げたんですけども、一般的に交渉力の格差を消費者契約法ですべて解消するのは難しく、独禁法と競争政策の部分でないと難しいと。ただ、ある程度紛争解決のところできるといって、それから、結局、情報の格差を埋めることによって獲得できる交渉力というのは多々あると思いますので、消費者契約法に期待される部分はそこがメインなのだろうと私は思っ

います。

適合性原則に関しては、実は交渉力の格差としてうまく使えばいいなと思っているんですけども、現状ですと、ある種の適合性原則上の問題がある人たちには例えば契約をしないとか、そういう形になってしまうと実は交渉力以前の問題になってしまうので、先ほどの取引を促進させるということであれば、そういう人たちに例えば後見人とかそういうものをつけて交渉力が出るように、あるいは契約がきちんと促進されるようにという方が、適合性原則から交渉力を得て、契約取引の促進という方には望ましいのではないかと考えております。

それが2番目の御質問にちょっと関係するんですけども、現状では結局どうやって情報提供あるいは認識の促進をするかということ、ある種紛争のところでペナルティを掛けると。問題があった行動に対してペナルティを掛けるという結果をもって、それが怖いから何か情報提供しましょうというような形でルールとしてはつくらざるを得ないわけですね。結局そのところで厳しいペナルティが掛かるように団体訴訟をやって、割ときちんと目を配ってペナルティが掛かるようにするということだと思っております。それは本質的に実は法律が期待されている重要な役割だと思っておりますけれども、ちょっと理想論かもしれませんが、問題があったことにペナルティが掛かるから、では、情報提供しましょうということではなくて、もっとその前の段階で積極的に情報提供したり、あるいは消費者とコミュニケーションをとったりするような仕掛けが本来は望ましいのだと思っております。ですから、消費者契約法でどこまでできるかと言われると、ちょっと問題なところはあるんですけども、消費者団体の方と事業者の方であれば、紛争処理のところで初めて相対したコミュニケーションをとるわけではなくて、紛争が生じる前の段階できちんとコミュニケーションをとって、例えば、先ほどの大学入学辞退のルール設定もそうですけれども、ルール設定のところで消費者団体の方が入ってコミュニケーションをとって望ましいルールをつくっていくとか、そういうところが促進されるような仕組みが本来的には望ましいと思っておりますということでございます。

○山本（豊）委員長 では、ほかにございますか。

○寺田委員 先ほど一般ルールで決めるのは限界があって、裁判所の判断に任せる部分があってもいいというお話があったんですけども、やはり裁判ということの社会的コストというのは極めて大きい。訴える側にしても同じだと思っておりますけれども、非常に大きいところがあって、そこに余り余地を見いだすような制度にすると、御指摘いただいたコストの社会の問題といったものが出てきますということを1点指摘しておきたいと思っております。

それから、交渉力の格差の件でも、前の消費者団体訴訟の件でも私は申し上げたんですけども、消費者団体と事業者にもいろいろな事業者がありますので、法務部門を持っているような大企業対消費者団体ということであれば、依然、交渉力格差あるいは情報格差というのはあるかもしれませんが、小規模零細事業者対消費者団体ということになると、圧倒的に消費者団体の方が交渉力が強くなるわけですね。ですから、その辺の交

渉力格差を埋めるために、行き過ぎることによって逆格差みたいなものが発生しないようなことを考えていく必要も、一つの論点としてあるのではないかという点を指摘しておきたいと思います。

○山本（豊）委員長 ただいまのは御意見ということだと思いますが。

○柳川委員 1点目に関しては、私の言い方がまずかったのかもしれませんが、予測可能性が問題だということを申し上げましたように、どちらかという裁判ルールで一般的に全部押さえるというのは理論的にはあり得ますけれども、私はどちらかという御指摘のとおりネガティブなもので、そのところの事業者側の予測不可能性が非常に大きい、訴訟にいったときの社会的コストは大きいと思っております。

○山本（豊）委員長 ほかにございますか。では、まず山本敬三委員、次に笠井委員にお願いします。

○山本（敬）委員 非常に示唆的な御報告をいただきまして、ありがとうございます。お話しいただいたことを私なりに展開すると、こうなるのではないかということこれから申し上げて、その点についてどう評価されるかという形でお答えいただければと思います。問題は、不招請勧誘と適合性原則の部分についてです。

今も少し出ていましたけれども、ポイントは一般ルールの限界と関連しています。つまり、一般ルールという形で規制を掛けていくと、不必要なものまで規制が及んでいくことによってコストが発生する。その問題を自覚すべきだとおっしゃいました。これは非常によくわかることで、不招請勧誘に関しましては、これはちらっとおっしゃっていたことですけれども、恐らく、もし一般ルールとして設定が可能だとするならば、消費者側がそのような勧誘は要らないという意思を明示しているという場合に、なおかつ更に再勧誘というのでしょうか、勧誘を掛けていくのは一般ルールとしても許されない。これは言えるのではないか。あるいは、強いて言えば、少なくとも勧誘する際に「勧誘していいですか」という意味で、消費者側の意思を確認するというようなところまでは一般ルールとして掛けていけるかもしれない。しかし、それ以上に不招請勧誘を一般的に規制していくことをしますと、必要な、ひょっとすると役に立つかもしれないような契約に関する情報も得られないことになって、コストが発生する。このようなことをおっしゃりたかったのではないかと理解しました。

そうすると、不招請勧誘は、一般的規制としては掛け切れない部分があるのではないか。この点は、お聞きしていて、適合性原則と関連しているのではないかと思います。といいますのは、適合性原則に反するような取引については、幾ら情報を得ましても、その消費者にとって役に立つ情報ではあり得ないですね。契約することに適合性がないわけですから、そのようなものについて情報を得ても仕方がない。ということは、適合性原則が妥当するような場面に関しては、少なくとも不招請勧誘は禁止しても、コストは発生しないのではないかと思います。

ただ、適合性原則に関しては、これも一般ルールはどうも難しそうだということでした。

しかし、個別ルール、例えば、金融取引あるいは投資取引等に関しては、あるいはそれに類するような取引に関してはいけるとなりますと、それらのものについては基準を工夫しながら適合性原則を掛けていき、かつ、それについては不招請勧誘というものを規制として掛けていくということは、おっしゃった枠組みからしても問題ないのかなと理解したわけですが、いかが評価されるでしょうか。

○柳川委員 ありがとうございます。非常にうまくまとめていただきまして、大変感謝しております。

まず、不招請勧誘のところに関しては、消費者側が明示した場合にというのはそのとおりだと思います。ある種これは一般ルール、消費者契約法の中でどういうふうに行うのかよくわからないんですけども、そういうような消費者の側がきちんと明示するような仕掛けなりルールをつくるように促すルール設定というのはあり得ると思います。その辺はもうちょっと個別事情を踏まえて、地方自治体であるとか、あるいはそういうところにつくってもらいたいということもあり得ると思います。その辺は個別事情でつくるとして、その全体を促すような一般ルールというのはあり得ると思いますので、これも消費者側がどう明示して、何を気にするのかというのは非常に細かい話になってくると思いますので、そういうところにきちんとした手当ができるような消費者契約法というのが望ましいのではないかと思います。

2番目の適合性原則に関しては、ちょっとだけ違う考えを持っていて、契約内容に関しては幾ら情報を得ても結局無意味なわけですね。ただし、本当に判断能力がない高齢者の方とかは無意味なのかもしれませんが、現実には例えば、教育をしてあげれば、あるいはきちんとした認識を促すだけの知識を与えれば、判断ができるようになるという人も多くいるのではないかなと思うんですね。そういう人からすると、契約内容そのものに関してはといきなり言っても意味がないわけですが、そういう人たちにある種のそういう教育とか、知識を与えるための情報提供のようなものは、実は事業者の方に積極的に期待する部分もあって、ところが、事業者だけがやってはだめなのかもしれませんから、そこはほかの消費者団体の方とかいろいろな仕掛けを考えなければいけないんですけども、そこを一律に、ある種の判断能力が今ない人にはすべて情報を与えない、あるいは情報を与えても無意味だというふうに判断してしまうのは、少しもったいないかなと考えておりまして、そういう人たちに実はきちんとした教育を促してちゃんと取引ができるようになってもらいたいというのが、私の情報提供を正しい認識を促すためのルール設定ということでございまして、適合性原則というのはどうしても現状のものに基づいて判断しがちなんですけども、勿論そうしなければいけない方もごく一部でいらっしゃると思うんですけども、そういう人たちに適合性原則のどっちが枠なのかわかりませんが、判断ができるようになっていただくような社会的な仕掛けというものも、もしかすると机上の空論なのかもしれませんが、あり得るのではないかと考えているということでございます。

○山本（豊）委員長 続きまして、笠井委員からお願いします。

○笠井委員 経済学的な観点からこういう法律問題を分析するというのはすごく重要であると思ひまして、私が十分理解できたかどうかわかりませんが、非常に勉強になった気がします。

社会的コストとかインセンティブというときに、どうしても社会全体とかそういった観点が強く出るようにお聞きするわけですが、裁判とか具体的な場に出ますと、どうしても個々の消費者、原告といった人が出てきて、その人のある種の被害、先ほどから出てきますように、情報の非対称とか、ある種の強者弱者という関係がどうしても出るものですから、個々の消費者に生じた大変な負担といったものが問題になることが結構ありまして、その一人の人だけの話ではありますけれども、その人の一生が掛かるような話になると。そういった一人の人の問題だけでも、非常にその人にとっては大きいといったような話というものを、経済学の全体のコスト・ベネフィットの分析あるいはインセンティブとの関係でいくと、どういうふうに経済学的には分析されるのがいいのかというのが1点です。

もう一つ、それとも関係しますけれども、そういう人たちというのも不招請勧誘に関しても適合性原則にしても、いろいろな属性を持っておられるわけで、年齢であるとか性別であるとか職業であるとか経験とか、そういったような具体的なファクターを経済学的に数値化して、うまく基準として設定して、法律の条文に反映するといった経済学な分析というのは何かあり得ないのかと。素人の質問で恐縮ですけれども、そういったことをお尋ねしたいと思ひます。

○柳川委員 ありがとうございます。個々の紛争のときの当事者の方々の負担をどう考えるかということに関しては、おっしゃるとおりだと思うんです。そういう意味では2つのポイントがあって、1個は裁判で問題になったときに、当事者にどういう判決を下すか、あるいは被害に遭った方をどう救済するかというときの考えなければいけないことと、今回のようにある種法律をつくって、そのときにどういう基準で何をやっていくかというときの見方とは、少し区別しなければいけないと思うんですね。紛争のときには、その意味では余り事前のインセンティブとか、そのときにその当事者に関して考えてもしょうがないわけですから、勿論それが判例として積み重なったときにどういう影響を与えるのかということがあり得るわけですが、そんなことを今この場で目の前で被害に遭っている方に考えても仕方がないわけです。その当事者の方をどうやって保護するかということが重要になってくるわけです。ただ、そのときの判断基準ですべて法律をつくる段階で考えてしまいますと、やはり今申し上げたような事前のインセンティブをどう考えるかという問題がどうしても無視されがちなので、そこを強調したかったということが1つ。

2点目は、そうはいつても、そういう意味で本当に困っている人を保護するためのルールだと、そのためにどんなに一般的な契約がだめになっても構わないというのは、社会的な価値判断としてあり得ないことではないと思うんですね。そこはまた別個の価値判断の在り方の問題で、実は経済学が言えることではないと思うんです。それは、どの程度を一般的な取引では犠牲になっても構わないかというのは国民に問い掛けないといけな

ただ、そのことによって損をこうむるのは実は多くの場合は消費者であって、事業者が損をしたように見えますけれども、結局それで望ましい取引が行われなければ、消費者そのものも困るわけですので、そこまで考えて、でもという価値判断も当然あり得ると思います。

2番目のお話は、おっしゃるようなところがあれば望ましいんですけども、ある意味で少し計量経済学の実証分析というのはそういうところがあって、そういう研究がなされてはいるので、公共政策でどういう政策をとるか、例えば、市場化テストなどはそういうところで持ち込まれているのであり得ることだと思います。ただ、最初の御質問と関係するんですけども、では、数値化してもどこのコスト・ベネフィットで線を引くのかというのは、実は経済学の問題ではなくて価値判断の問題なので、これは我々なのか国民全体なのだと思いますけれども、そこで判断すべき問題なのだろうと思います。

○山本（豊）委員長 予定の時間が参っておりますが、柳川委員のヒアリングが若干遅れて始まりましたので、この機会に是非という方がいらっしゃったら、お一人かお二人お受けしたい思います。では、中田委員、次に菊地委員に。簡潔にお願いいたします。

○中田委員 1点目は、交渉力という議論があったと思いますが、交渉コストという観点では最近の議論の中ではどのように分析されているのでしょうか。2点目は、それに関連して、コストの抑え方は一般ルールの設定の仕方とはかならずしも直結しない場面もあると思います。たとえば、消費者紛争の場合にはかなりパイロット的な訴訟があるだろうと思うんですね。悪徳商法にはいろいろな形態があります。ですから、そういうものに対して積極的に訴訟がなされていくというのは当然認めるべきだろうと思います。それを行うやり方はいろいろあるだろうと思うんです。全体で訴訟すると大変ですけども、1つのパイロット訴訟があって、そこで規範形成をすれば、そこでのいわゆる訴訟コストというのはかなり低減化されて、それに従えばいいという形にもなります。規範形成の通常のプロセスとしての一般条項は必要だと思いますし、またそれを残しておいても、コストが上がるという訳ではないと思うのですが。こういった見方というのは先生のお立場からどのように評価されるのかをお聞きできればと思います。

○柳川委員 1点目、経済学で交渉の話は随分いろいろありますので全部はお話しできないんですが、このお話でいくと、やはり紛争とかそういう時の話だと思うんですね。ですから、事前の話で余りトラブルが起きないようにうまく取引が行われることが望ましいのではないかという話をしたのは、結局トラブルになったときには消費者もコストをこうむるわけですし、事業者もコストをこうむるということだと思うんですね。そこは交渉という形をとるのか、裁判という形をとるのかわかりませんが、いずれにしても何らかのトラブルが起こったときに、そのときの社会的コストは非常に大きいだろうと。そうすると、それをできるだけ起きないような形にしていくということが重要だという意味でいくと、最初の御質問でいけば交渉のコストというのは社会的に非常に大きいと経済学では通常考えられているのだと思います。この辺も学問的にそもそも交渉とはと言うと、

もう少し話があるんですけども、ちょっとはしります。

その意味でいきますと、先ほどおっしゃったようなパイロットテスト的な消費者の訴訟というのは、ある意味でそこから予測可能性が出てくる。事業者も消費者もある程度勘どころがわかるという意味で非常に重要だと思うんですね。その意味ではいいのだと思うんです。ただ、やはり訴訟は訴訟なので、パイロットに当たった事業者なり消費者は、それなりに相当なコストが掛かるのだらうと。そうであれば、そういうようなことになる前にもう少しできないかなと、よりベターな話としては。そうすると、ガイドラインであるとかあるいは当事者の自主的なルールであるとか、そういうものを積極的につくっていく方向へ促す方が、勿論それですべて解決はしないので、ある程度訴訟が起きるのはしょうがないことだと思いますし、そこから判例としてきちんとしたものが積み重なっていくことも重要だと思いますけれども、できればそれより前の段階でもっとうまくできないかと考えます。

○山本（豊）委員長 それでは、菊地委員、発言がありますか。

○菊地委員 はい。電気通信事業者といたしまして、是非インターネット取引について簡単に補足をさせていただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○柳川委員 結局のところは、先ほど申し上げたのは明確なルール設定というところございまして、インターネット取引に関しても明確なルール設定があって、それが果たして最近のフィッシング詐欺等が極端な例ですけれども、さまざまな表示の問題で不十分なものがあれば、そこで消費者は誤認をしてしまうということがありますので、これも先ほど申し上げたようなことで、インターネット事業者の方々できちんとしたルールをつくってやっていけば、消費者に明確な判断ができるようにするという意味で重要ではないかと思えます。

それから、繰り返しですけれども、インターネットの時代になってくると勧誘とか広告とか、どういう情報を伝えているのかということに関してかなり複雑になってきますので、そのところは余り既存のルールで線を引いていくのは限界なんじゃないかという気がいたします。

それから、余り細かい話で恐縮ですが、インターネットの取引に関しては、通常では余り想定されていなかったようなことがいろいろ起こってきていて、例えば、ブログの中で何か製品の紹介をしていると。実はこれは事業者が装っていたケースであるとか、事業者が依頼されていたケースだったというようなことが可能性としてはあります。消費者の側あるいは単にクリックした人からすると、そういうところは情報としてはなかなか伝わってこない、そこでトラブルになるという可能性があります。これをどうするのかというのはなかなか難しいんですけども、やはりインターネット上での情報提供は、基本的に消費者に正しい情報が伝わるようなルールづくりというものをきちんとやっていく必要があるのだらうし、そういうことによってインターネットが余り阻害されてしまっても困るので、インターネット取引は今後需要がますます高まってくると思いますので、むしろイン

ターネット取引が積極的に行われるようなルール設定というものが重要だと思っております。

○山本（豊）委員長 どうもありがとうございました。

議論は尽きないところではございますけれども、予定の時間を若干超過しておりますので、柳川委員からのヒアリングはこの辺りで終了とさせていただきます。

以上で、本日の議事を終了させていただきます。

次回の開催予定について、事務局から連絡をお願いします。

○井内消費者企画課長 次回の委員会につきましては、消費者契約法上の論点を中心に御審議いただく予定ですが、日程につきましては今月下旬をめどに調整させていただきますので、委員の皆様には改めて御連絡いたします。よろしく願いいたします。

○山本（豊）委員長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。